

書評

渡辺澄夫著

畿内庄園の基礎構造

——特に均等名庄園・摂関家大番領番頭制庄園等に関する実証的研究——

最近における庄園研究の最も輝やかしい業績の一つとして、渡辺澄夫氏の「畿内庄園の基礎構造」を推すことに異論のある人はいないであろう。事実、本書の刊行以後、こと庄園を論ずる者は、本書の成果に論及せずして庄園を語ることが出来なくなつた、と言つても過言ではない。

本書は昭和二十六年以降数年間、執拗なまでに精力的に均等名論を追究された著者の研究の集大成であり、八〇〇頁に垂んとする大著である。収載された各章のうち、若槻庄・出雲庄・梅津庄の均等名の実証的研究及び竹内理三氏編「日本封建制成立の研究」に取められた均等名総論などによつて、著者の所論は夙に学界注視の的であり、これに言及された論者も少くないが、今改めてこの大著を披読すれば、何よりも先ずその真摯な追究、丹念な史料

料操作、整合された理論に驚歎させられる。

先ず、本書の内容を紹介すれば、本書は序論・本論・結論・補論の四部に分れている。序論「研究の視点と問題の限定」において、

著者は、現在中世史の中心課題たる封建制成立史の諸問題の深化に際して、その社会経済体制の基礎である庄園制自体の基礎的・総合的な構造分析の不充分なことを指摘する。そしてその解決の方法として「政治史から庄園制を考察するのではなく、一応逆に庄園制から政治史を検討する視点に退き、庄園構造自体の実証的研究」——即ち高次の政治史的観点から眺めるには余りにも多様であり複雑であり過ぎる庄園制そのものの構造分析を基礎とする庄園の総合的・体系的な地域研究が、緊急の学問的要請であることを力説する。そしてその為に、凡ゆる型の庄園類型を含み、且つ庄園領主の膝下として古代的支配が最も長期的に典型的に実現され、史料的にも豊富な畿内庄園が特に問題とされ、中でも名田の構造が分析の焦点に据えられたことは、全く適切であると言つてよい。著者は見事にそれに成功したばかりでなく、従来閑却されてきた数多くの貴重な事象の発掘に成功している。

本論「畿内庄園における古代的支配の諸型態」は均等名論及び摂関家大番領・番頭制庄園論の二部に分かれるが、重点は均等名論十章におかれている。著者はここで既に「史学研究」・「史学雑誌」等に発表された楊本庄・出雲庄等の大和国大乗院領諸庄園の他に、新しく東大寺領・醍醐寺領・長福寺領等の寺領庄園、春日社領等の神社領庄園、及び久我家領等の公家領庄園における均等名体制を析出し、合計三十二ヶ庄についての精密なデータ1を提出している。これによつて、とかく大和国興福寺大乗院領の特殊な支配型態に過ぎぬと考えられがちであつた均等名体制が、実は公家領・寺社領を通ずる畿内庄園の本質的性格に基づく基本型態であることを、著者は証明したのである。それら諸庄園の分析の結論を要約すれば次の如くなるであらう。

①名主家族の耕作能力によつて自立再生産可能な適正規模をもつ名を標準名とし、これより過大なものは、或いは二名に分割し、これに達しないものは領主直属地たる一色田その他を附加し、独立性の弱い名は脇在家を合せて複合的名とし、破片的田墾名は集めて集名を形成する、などの強力な領主権によつ

て、均等名は平安末期に形成され永く再生産された。②均等名には完全均等名と不完全均等名とがあり、その面積は一丁前後から二丁前後である。③均等名庄園は初期庄園の系譜をひく庄園、平安末期までに成立した寄進地系庄園等のすべてに亘り、大和国又は興福寺領のみの特異的型態ではなく、大和・山城・河内・摂津・若狹・近江・伊勢の各国に亘る寺社領・公家領を通じて存在する。④均等名は名別（人別）均等公事収取を前提とする、土地と人との一元的支配の組織であり、不均等名は反別公事を原則とする土地中心の支配組織である。即ち均等名にあつては名別一律の

夫役・雑公事の収取が先行し、その結果として田堵が名田の法的所有権を認められて名主に昇華した後も、従前の人別一律の田堵役は固定継承されて、名別一律の名主役として存続し、その必然の結果として名田の均等体制が創出された。⑤かかる情勢を生み出した歴史的な前提は、律令体制下における国衙の苛酷な庸調や臨時雑役を逃れるために、有力社寺貴族と身分的隷属関係を結んで名田を確保しようとした田堵―名主層の内的矛盾と、それを受け入れた社寺貴族側の現夫役の必要性、

生産及び交換の相対的低位、惣じて社寺貴族の新しい社会経済体制への対応との結合にあった。

以上要するに均等名―畿内庄園の基礎構造の形成を規制した決定的要素は、従来の通説の如き年貢収取ではなく、夫役・雑公事収取こそ重視されるべきである点が強調されている。

さて、均等名を以上の如く位置づけた著者は、純畿内型態―均等名体制に対して、準畿内の支配形態として摂関家大番領及び番頭制庄園を考える。摂関家大番領に関しては既に多くの先学の先業があるが、渡辺氏は均等名論でうち建てた氏の観点からこれを次の如く整理する。即ち、大番領は一部有力名主と摂

関家との個人的結合関係によつて成立したものであるから、庄園の如き土地支配の型態はとらないが、雑役免除の獲得を目的とする田堵・名主層が横に連絡し、摂関家に対する力役負担を条件としてその名田が保護承認される点においては均等名と共通の社会経済的地盤を有するものである、とする。摂関家大番

領と連関して考えられるべきものは、次の番頭制庄園である。庄園における番頭存在に注目し言及した論者は牧健二・島田次郎・小

川信・水上一久氏など従来も少くなかったが、これを番頭制庄園として把握し、準畿内型庄園の基本的型態として位置づけたのは、全く著者の功績である。著者は、番頭制庄園とし

て畿内周辺部を中心とする七十余庄の実例を検出して、その番制を均等番と不均等番とに二大別し、番頭・番子の関係を論じ、その分布範囲を考究して、次の如く結論されている。即ち、①その発生は平安末期にあり、社寺貴族の本所領家側の結番組織としての番が先行し、それに応じて庄園にも夫役・雑公事収取の為の機構として番組織が漸次編成された。

②番頭制庄園は地域的には均等名庄園の外延部を占め、その下部構造が純畿内とは違つて在地小土豪の勢力が強いから、それに制肘されて均等名擬制として成立している。従つて庄園領主の直接支配権力は均等名庄園ほどには強固でなく、反別賦課の公事が課せられ乍ら領主的名などの不均等名型態は止揚し得なかつた。

以上要するに、均等名庄園・摂関家大番領・番頭制庄園の三類型は、その発生過程及び公事収取の基本型態において、均しく人と土地との一元的支配―古代的支配がみられる点に

において共通の性格を有し、人身課役である律令的庸・調・雜徭等の、庄園制の変形ないし止揚の結果である。かかる観点より、結論「畿内庄園の基礎構造」において以下の七点について通説を批判する。

①清水三男氏以来常識的となつてゐる畿内庄園の散在型態を強調し過ぎるのは、畿内庄園成立を自然的・物質的条件の契機からのみ眺める一面観であり、これを支配する上からの権力の契機―領主側の田田化の努力を正當に評価すべきである。②従来の庄園の理解は、古代權力に対する評価において不十分であり、庄園領主の古代的性格を律令的枠内に固定化することは、古代權力の評価を誤り、ひいては政治史的考察―封建制成立の研究を昏迷と停滞に導く。古代權力は完全に自己の古代性を揚棄し得ない限界性をもつが、その限界内で封建制への対応を行つたことを正しく評価し跡づけなければ、中世史の正しい理解は不可能である。③皇室・摂関家・一般貴族・寺院・神社等の庄園支配権を古代權力一般として單一化することなく、その性格的・質的差異を考慮すべきであり、その為に各々の本所・領家内部の庄園統治組織や庄園の直

接統治機構の具体的分析が要請される。④庄園制―封建制の等式は誤りであるが、だからと言つて庄園制を古代的なものとして概念を固定化するのも正しくない。庄園制の内包する古代的・中世的性格の具体的解剖が必要である。⑤庄園制は封建的なものを内包するから、平安末鎌倉期における現物所当の比重の増大と徭役労働の比重の低下を強調するのは、正鵠を得たものと言ひ難い。一般に領主直営地は平安末期には本来の雇作的佃から雇作的佃に転化したのが、それは必ずしも徭役労働の比重の低下を意味せず、逆に夫役・万難事は強化されている。土地單位に年貢・課役を賦課する名組織の完成は、この夫役・雜公事收取に眼目があり、これによつて庄園の收取組織―従つて庄園形態―が規制された。公事から見た場合、收取形態には名別（均等）公事・反別公事・在家別公事の三類型があり、それに應じて庄園も三大類型に分ち得る。⑥従来の見解は、名に対する收取内容―名主の負担内容―の厳密な分析を欠いてゐる。年貢―庄田耕作者の負担すべき地代―と公事―土地所有権公認の代償としての人身賦課―との両方を負担する者が名主であり、公

事重視の立場から近世百姓との連関も正しく評価出来る。名は下からの私的土地所有の性格と上からの收取單位の性格との二契機の矛盾・對抗の具體的關係によつて、その性格が地域的に相異する。⑦均等名形成に際して附加された領主直屬地の中で、佃や除田以外のものは小作地（一色田）として存続した。最後に庄園制における庄園領主直屬地の問題を補論「間田について」として収め、均等名の形成過程についての著者の見解を側面的に補強している。

以上が本書の梗概であるが、従来とかく等閑視されてきた庄園制下における夫役・雜公事收取の重要性を徹底的に掘起しそこから庄園構造及び庄園類型を立論した著者の一貫する立場は、新たな庄園像を提示し得てゐる。著者が最初の均等名論を世に問われた時、果して誰がこの庄園像を予測し得ただろうか。殊に著者が、その職を九州大分大学に奉じ、史料採訪の上で極めて不便な環境の中にありながら孜々としてこの成果を挙げられたことを思うとき、本書の価値は益々尊いものと考えられる。詳しく紹介する余裕がなかつたが、集名・一色田・負所等々の従来明瞭で

なかつた庄園構造を具体的に説明された功績も、副産物と言うには余りにも貴重である。

もとより全巻極めて精密な実証的・個別庄園研究であるこの大著を数枚に紹介することは不可能であり、直接本書をお読み願いたい。

今後の庄園研究が本書の成果に論及せずしては不可能である程、本書の刊行の意義の大きいことは、先にも述べたが、望蜀の貪欲を以てすれば、なお望むべき点や、疑問点も存すると思われる。以下、二三の点について著者及び大方の御高教を得たいと考える。

均等名体制の析出に際して著者の使用された史料は、年代的には平安末期より室町中期に亘っているが、その中でも室町期のもののがかなり多数を占める。均等名がすぐれて平安末期の現象であるならば、果してかかる史料操作が妥当であるだろうか。勿論、氏に従えば、均等名は単に平安末期の現象であるに止らず、永い時期にわたつて再生産され完成されるものであり、又後代的な史料を操作される場合には充分な配慮がなされたこととは思ふが、かかる史料操作には危険性が極めて多い。村井康彦氏の批判、「すでに成立している均等名での——したがって当然そうあるべ

き——名主の負担の存在を田堵に投入し、その田堵役から再び均等名を説明されるという欠陥をもっている」(本誌四〇巻二号)という批判もこれに関係すると思われる。具体的に例を挙げれば嘉吉三年の名々帳によつて分析された近江奥島庄における名田の均等性は、氏の子測された如く平安の型態が維持再生産されたものではなく、明らかに室町期の所産である。均等名の中にも、奥島庄の如く鎌倉・室町期に新しく創成されたものがあるとするならば、何故ここではかかる時点にそれが形成されたのか、その形成の過程は具体的にどのように進められたのか、それは領主・武士・農民にいかなる意味を残したかが、改めて詳しく追究されて、夫々の特殊性及び普遍性が究明されねばならぬであらう。かかる誤ちの原因の一つは著者の均等名析出の方法が、名

格的・質的な差異が存在するのではなからうか。次には、氏の分布表に従つても、最も均等名庄園の分布度の高い大和の大乗院領庄園に限つても、なお半数近くの不均等名が存在している。他の社寺領・公家領を加えた畿内庄園全体から言えば、不均等名庄園が一般的傾向であつて、均等名庄園はむしろ或る特殊型態である、ということになりはしないか。その意味から次の二点を特に指摘しておきたい。①均等名庄園から畿内庄園一般を帰納することは果して妥当であらうか。②畿内庄園の特色は、氏の言う如くあらゆる努力を払つて散在庄園が円田化されてゆくところにあるのではなく、逆に私が嘗つて述べた如くあらゆる努力を払つてもなおかつ散在性・錯亂性を完全には止揚し得なかつた点にこそ認めるべきではなからうか。

後代的史料を使用されているという点について、番頭制庄園を論じられた本編第三部についても同様であるが、ここで殊に問題としたいのは、例えば鎌倉期の丹波雀部庄にみられる如き番頭・番子制の変形又は直接遺制として、室町期の番頭・村番頭を考えてよいのか、どうかという点である。南北朝内乱を経

過した畿内農村が、鎌倉期の農村の單なる發展としてあるのではなく、激しい變動・再編が行われたであろうこと、「惣」結合もかかる理解の上に評価するべきであることを私は嘗て指摘した。結論のみ言えば、氏の掲げられた番頭制庄園のうち、室町期の史料を以つて析出されたものの多くについては、「隣郷イカナル里ニモ老ニ成テ得分アリ、堅田ニモ浦々ヨリ河役ヲトリテ社中ニ食コトアリ、ナクサミアリ、番頭キウアリ」(本福寺跡書)という番頭であり、「惣」内における老・年寄と同意語程の意味しかなかったのではないかと、私には考えられる。もしかく断定して誤りないとするならば、当然氏の番頭制庄園分布図はかなり根本的な修正を必要とし、更には均等名庄園と番頭制庄園との対比より結論される氏の構図自体も亦再考の余地があるように思われる。

次に、本書の主題は、庄園の上からの支配構造の追究にあり、従つて下からの農民の経営規模、構造の分析に重点がおかれていないことは止むを得ないことではあるが、その為に、せつかくの氏の分析が、平板的・靜的な断面を提示したに止つたことは、惜しむべき

ことであつた。上からの領主規制による均等名の形成が、下からの農民の抵抗を殆んど受けることなく、円滑に進展実現されたかの錯覚を讀者に与えるのは、一つには氏が均等名の形成過程を具體的な領主・武士・農民の対抗関係の中から説明されなかつたからであると思われる。そして私達が何よりも渴望しているものは、かかる具體的な対立関係の中から描き出される動的な庄園そのものの歴史なのである。氏の記述のみでは、均等名が單なる公事・夫役取の爲の擬制的支配機構であつたのか、又そのまま農民の経営規模を示すものと考えてよいのか判然しない。或いは場合によつては、どちらでもあり得る如きものなのであるか。擬制的支配機構であるならば農民の抵抗もさほど激しくなかつたかも知れないが、経営に直結したものであるならば、それは極めて多形な抵抗を随伴しなければならぬ。

以上、詳細な個別庄園研究の集積の上に構成された氏の結論について、個々のデータそのものの批判を抜きにして、結論的に氏の構図そのものに対して敢えて疑問を提出するという非礼を重ねてきたが、一つには紙幅の

関係からであり、又一つには氏に寄せる後学の望蜀の願いのなせるところであると、幾重にも御寛容の程をお願いしたい。

勿論、私の提出した疑問によつて本書の価値の偉大さは些かも損われるものではない。殊に公事取を重視する氏の立場は、従来の庄園史研究の盲点をつくものであり、極めて適切な視角であつた。氏の行われた如き庄園の実地踏査も庄園研究者の是非とも行わねばならぬ研究の前提であり乍ら、仲々私達自身も行つていない。史料に対して徹底的に掘下けることも、私達には不十分である。問題意識が先走りし、しかも、とかく眼移りして一貫した研究対象を見失いがちな後学の私達には、確かに本書は頂門の一針であると思う。氏の提唱する「庄園制そのものの構造分析を基礎とする庄園の総合的・体系的な地域研究」が、本書の刊行を一つの劃期として強力に推進されることを、著者と共に期待したい。

(吉川弘文館発行・定価一三〇〇円)

——石田善人——